

凡 例

1. この審判便覧の分類は、以下のとおりである。

(1) 大分類

審判事務を次のとおり大分類に区分し第1桁を付与した。

- 0 一般
- 1 審判書記官担当事務
- 2 形式的審理事項
- 3 各種審判共通事項（一般）
- 4 各種審判共通事項（合議より確定まで）
- 5 当事者系審判（判定を含む）
- 6 査定系審判（補正却下不服審判、特許（商標登録）異議の申立てを含む）
- 7 再審
- 8 訴訟

(2) 中分類（章）

前記大分類をさらに区分し、第2桁を付与した。第1～2桁を総称して「章」という。

(3) 小分類（節）

前記中分類をさらに区分し、第3桁及び第4桁の「01～99」を付与した。第3～4桁を総称して「節」という。章と節との間に「—」を付与した。

(4) P U D T の表示

各節の分類末尾には、当節が産業財産権法のいずれの法に関係するかを明示するため、P（特許法）U（実用新案法）D（意匠法）T（商標法）を記載した。

2. 項目番号は、以下のとおりとする。

- 1、2、3 ……………第1次の項目
- (1)、(2)、(3) ……………1、2、3 ……………内の項目
- ア、イ、ウ ……………(1)、(2)、(3) ……………内の項目

凡 例

(ア)、(イ)、(ウ) ……ア、イ、ウ ……内の項目

a、b、c ……(ア)、(イ)、(ウ) ……内の項目

なお、最上位の分類に I、II 等が使用されることがある。

また、項目を分ける意味でなく、単に事項を列記するようなどときには、上の順序によらず①、②等の記号を使用することがある。

3. 表記は、なるべく「公用文における漢字使用等について」（平 22 内閣訓令第 1 号）、「常用漢字表」（平 22 内閣告示第 2 号）に従うようにしたが、専門語その他では、従来 of 慣用に従ったものもある。

4. 法令は、その出所を明らかにし、条文をそのまま、又は条文の主旨を簡潔に記載し、いちいち法令を参照する煩を避けられるように留意した。

5. 略記号は以下のように使用する。

(1) (→) 節等の参照

例 1. 他の節の項目を参照するとき

(→51—07 の 1.(2))

例 2. 同じ節(例. 51—07)の他の項目を参照するとき

(→ 1.(2))

例 3. 章全体を参照するとき

(→51—00)

(2) (→) 条文の準用

例. 特許法第 190 条で準用する民事訴訟法第 106 条 2 項

(特 § 190→民訴 § 106②)

(3) (⇒) 手続の流れを示すもの

例. 補正指令(特 § 17③)における手続の却下(特 § 18①)

(特 § 17③⇒特 § 18①)

6. 法令並びに裁判例及び審決例の略称は、以下のとおりとする。

§○○ 第○○条

§○○①	第○○条第1項
§○○①二	第○○条第1項第2号
§○○三	第○○条第3号
特	特許法
平○○特	平成○○年改正特許法
実、新実	新実用新案法（平成5年改正による無審査登録のもの）
旧実	旧実用新案法（平成5年改正前の実用新案法）
意	意匠法
商	商標法
○施令	○法施行令
○施規	○法施行規則
○登令	○法登録令
○登施規	○法登録令施行規則
H○○附	平成○○年改正法附則
特例法	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
特例法施令	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令
特例法施規	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則
弁理	弁理士法
手数料令	特許法、実用新案法、意匠法及び商標法関係手数料令
民	民法
民訴	民事訴訟法
民訴規	民事訴訟規則
刑訴	刑事訴訟法
刑訴規	刑事訴訟規則
最一小判	最高裁判所第一小法廷判決
大判	大審院判決
東高判	東京高等裁判所判決
知財高判	知的財産高等裁判所判決
知財高決	知的財産高等裁判所決定
知財高判平 19.9.12	（平 18（行ケ）10421 号）

凡 例

平成 18 年（行ケ）第 10421 号、平成 19 年 9 月 12 日知的財産高等裁判所判決言渡

平 25（行ケ）61 号

平成 25 年（行ケ）第 61 号（裁判事件番号）

昭 25 抗審 19 号

昭和 25 年抗告審判第 19 号（審判事件番号）

昭 41 審 3304 号

昭和 41 年審判第 3304 号（審判事件番号）

（改訂 H27.2）